

2026年度 長野県伊那弥生ヶ丘高等学校 運動部活動方針

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加のもと、学校教育の一環として合理的でかつ効率的・効果的に行うようにする。
- (3) 体力や技能の向上を目指すとともに、生涯にわたってスポーツを楽しむ資質・能力を育むようにする。

2 活動方針

(1) 休養日及び活動時間について

① 休養日

- 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。(平日1日以上、週休日等1日以上) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- 長期休業中の休養日の設定は、原則として学期中に準じた扱いを行う。ただし、夏期休業については、期間の1/3以上を休養日とする。

② 活動時間

- 1日の活動時間は、平日及び週休日等ともに、長くとも3時間程度とする。(大会、練習試合、合宿等は除く)
- 大会参加等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合は、他の日の活動時間を調整する。

③ その他

- 定期考査の1週間前から考査終了までの期間は、原則として部活動を行わない。ただし、大会等がある場合は、校長の許可を得て、短時間の活動を行うことができる。

(2) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- 高体連・高野連の主催、共催、後援の大会
- その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問や外部指導者は、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないことを認識し、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上必要不可欠なことであることから、部活動の活動方針、活動計画等を作成して保護者に示すとともに、活動報告を行う。